

協議第1号

合併の方式について

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	1 合併の方式

「協議第1号 合併の方式について」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	1 合併の方式
調整の内容	

項目	新設合併	編入合併
定義	二以上の町村を廃して、その区域に新たに一つの町村を置くこと。	一以上の町村を廃して、その区域を他の町村の区域に編入すること。
町村の法人格	合併関係町村(合併前の町村)の法人格はすべて合併と同時に消滅し、新しい町村の法人格が発生する。	編入する町村の法人格はそのまま存続し、編入される町村の法人格は合併と同時に消滅する。
合併町村の名称	合併関係町村が全て廃されるため、新たな名称を定める。	通常は、編入する町村の名称となることが多いが、新たに制定することも可能。
新町の事務所の位置	合併関係町村の全ての地域から住民の利便性等を考慮して決定する。	編入する町村の事務所の位置となる。
財産及び債務の取扱い	合併関係町村が引き継ぐ。	編入する町村が引き継ぐ。
議会議員の定数及び任期の取扱い	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係町村の議員は、その身分を失う。 地方自治法に定める定数の議員選挙を行い任期は選挙の日から4年。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係町村の協議により次のいずれかによることができる。 <ul style="list-style-type: none"> 設置選挙により選出される議会の議員の任期に限り、法定数の2倍までの議員を置くことができる。(定数特例) 合併関係町村の議会の議員で当該合併町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、全員、2年以内の間引き続き在任できる。(在任特例) 	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> 編入する町村の議員は、そのまま在任し、編入される町村の議員はその身分を失う。 任期は、編入する町村の議員の残任期間。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係町村の協議により、次のいずれかによることができる。 <ul style="list-style-type: none"> 編入する町村の議会議員の任期相当期間について、人口に応じて、合併町村の議員の定数を増加し、編入される町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができる。(定数特例) 編入される町村の議会の議員で当該合併町村の議会の被選挙権を有することとなる者について、編入する町村の議会の議員の残任期間相当在任することができる。(在任特例) <p>なお、合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用する場合には、合併後最初に行われる一般選挙により選出される任期相当期間についても、「定数特例」を用いることができる。</p>

項 目	新 設 合 併	編 入 合 併
農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係町村の委員は、その身分を失う。新たに選挙及び選任により委員を選出する。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係町村の委員(選挙による委員)のうち、合併町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10人～80人の範囲で1年以内の間在任できる。 	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> 編入される町村の委員はその身分を失い、編入する町村の委員は、そのまま在任する。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> 編入される町村の委員(選挙による委員)のうち、合併町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で編入する町村の委員の残任期間在任できる。
一般職の職員の身分の取扱い	引き続き合併町村の職員として身分を保有する。	編入する町村の職員は在任し、編入される町村の職員は、編入する町村の職員として身分を保有する。
特別職の職員の身分の取扱い	<p>合併関係町村の特別職は失職する。なお、合併町村の首長は、選挙により選出することとなり、助役、収入役等は新たに任命されることとなる。</p> <p>行政委員会の委員のうち下記については、新町長の就任を待たず、正規の手続による委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続が定められている。</p> <p>教育委員会 選挙管理委員会 固定資産評価審査委員会</p>	編入する町村の特別職は身分に変動はないが、編入される市町村の特別職は身分を失う。
条例・規則等の取扱い	合併関係町村の条例・規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。	編入される町村の条例・規則は失効し、基本的には編入する町村の条例・規則に統一される。
建設計画	合併関係町村全域に係る建設計画を作成する必要がある。	少なくとも、編入される町村の区域についての建設計画を作成する必要がある。

合併市町村の状況

(幕別町・忠類村合併協議会)

合併年月日	新市町村名	旧市町村名	人口(人)	面積(km ²)	人口比	面積比
		幕別町	24,276	340.46	13.457	2.475
		忠類村	1,804	137.54		
		合計	26,080	478.00		

(新設合併)

合併年月日	新市町村名	旧市町村名	人口(人)	面積(km ²)	人口比	面積比
H15. 4. 1	神流町 (群馬県)	万場町	2,269	62.61	2.411	1.202
		中里村	941	52.08		
		合計	3,210	114.69		
"	静岡市 (静岡県)	静岡市	469,695	1,146.19	1.983	5.035
		清水市	236,818	227.66		
		合計	706,513	1,373.85		
"	宗像市 (福岡県)	宗像市	81,588	76.82	8.535	2.215
		玄海町	9,559	34.68		
		合計	91,147	111.50		
H15. 5. 1	瑞穂市 (岐阜県)	穂積町	35,076	16.44	3.051	1.397
		巢南町	11,495	11.77		
		合計	46,571	28.21		
H16. 3. 1	あわら市 (福井県)	芦原町	14,356	37.91	1.241	2.086
		金津町	17,822	79.08		
		合計	32,178	116.99		
H16. 4. 1	東御市 (長野県)	北御牧村	5,507	25.75	4.619	3.361
		東部町	25,437	86.55		
		合計	30,944	112.30		
"	御前崎市 (静岡県)	御前崎町	11,569	12.18	2.117	4.398
		浜岡町	24,490	53.57		
		合計	36,059	65.75		
H16. 9. 1	琴浦町 (鳥取県)	東伯町	12,098	82.20	1.450	1.425
		赤碕町	8,344	57.68		
		合計	20,442	139.88		
H16. 9.21	東温市 (愛媛県)	重信町	23,658	100.59	2.142	0.907
		川内町	11,043	110.86		
		合計	34,701	211.45		
H16.10. 1	葛城市 (奈良県)	新庄町	19,454	17.77	1.255	1.113
		當麻町	15,496	15.96		
		合計	34,950	33.73		
"	みなべ町 (和歌山県)	南部町	6,626	94.18	1.224	0.277
		南部川村	8,108	26.08		
		合計	14,734	120.26		
"	野洲市 (滋賀県)	中主町	12,109	20.94	2.991	1.935
		野洲町	36,217	40.51		
		合計	48,326	61.45		
"	南部町 (鳥取県)	西伯町	8,168	83.08	2.021	2.684
		会見町	4,042	30.95		
		合計	12,210	114.03		
"	美郷町 (鳥根県)	邑智町	4,606	185.89	2.282	1.916
		大和村	2,018	97.03		
		合計	6,624	282.92		
"	吉備中央町 (岡山県)	加茂川町	6,199	141.15	1.363	0.904
		賀陽町	8,452	127.58		
		合計	14,651	268.73		
"	湖南市 (滋賀県)	石部町	12,378	13.33	3.342	4.288
		甲西町	41,362	57.16		
		合計	53,740	70.49		
H16.10. 4	光市 (山口県)	光市	46,422	59.85	5.621	1.865
		大和町	8,258	32.09		
		合計	54,680	91.94		

H16.11. 1	砺波市 (富山県)	砺波市	40,744	96.22	5.545	3.130
		庄川町	7,348	30.74		
		合 計	48,092	126.96		
"	美里町 (熊本県)	中央町	5,206	41.71	1.491	2.453
		砥用町	7,763	102.32		
		合 計	12,969	144.03		
"	南魚沼市 (新潟県)	六日町	29,295	263.79	1.874	2.015
		大和町	15,636	130.91		
		合 計	44,931	394.70		

(編入合併)

合併年月日	新市町村名	旧市町村名	人口(人)	面積(km ²)	人口比	面積比
H15. 4. 1	呉市 (広島県)	呉市	203,159	146.35	91.390	16.861
		下蒲刈町	2,223	8.68		
		合 計	205,382	155.03		
"	新居浜市 (愛媛県)	新居浜市	125,537	161.30	453.202	2.210
		別子山村	277	73.00		
		合 計	125,814	234.30		
H15. 6. 6	野田市 (千葉県)	野田市	119,922	73.72	3.834	2.472
		関宿町	31,275	29.82		
		合 計	151,197	103.54		
H15. 7. 7	新発田市 (新潟県)	新発田市	80,734	433.59	8.180	12.061
		豊浦町	9,870	35.95		
		合 計	90,604	469.54		
H15. 8.20	田原市 (愛知県)	田原町	36,981	82.86	6.012	3.520
		赤羽根町	6,151	23.54		
		合 計	43,132	106.40		
H16. 4. 1	府中市 (広島県)	府中市	41,271	110.18	6.423	1.288
		上下町	6,426	85.53		
		合 計	47,697	195.71		
"	呉市 (広島県)	呉市	205,382	155.03	19.786	9.201
		川尻町	10,380	16.85		
		合 計	213,539	163.2		
H16. 7. 1	五戸町 (青森県)	五戸町	17,850	122.14	5.147	2.194
		倉石村	3,468	55.68		
		合 計	21,318	177.82		
H16.10. 1	江津市 (島根県)	江津市	25,773	158.41	7.151	1.439
		桜江町	3,604	110.10		
		合 計	29,377	268.51		
H16.11. 1	日立市 (茨城県)	日立市	193,353	153.43	14.608	2.127
		十王町	13,236	72.12		
		合 計	206,589	225.55		
"	会津若松市 (福島県)	会津若松市	118,118	315.28	15.366	11.188
		北会津村	7,687	28.18		
		合 計	125,805	343.46		
"	宇部市 (山口県)	宇部市	174,416	210.44	22.904	2.732
		楠町	7,615	77.02		
		合 計	182,031	287.46		
"	各務原市 (岐阜県)	各務原市	131,991	79.75	13.504	9.944
		川島町	9,774	8.02		
		合 計	141,765	87.77		

平成15年4月1日以降に合併した市町村の内、2市町村で構成されていたものを「新設合併」、「編入合併」の別に記載

「人口比」は、人口の多い市町村の人口を人口の少ない市町村の人口で除したもので、

「面積比」は、人口の多い市町村の面積を人口の少ない市町村の面積で除したもので

先進事例

(新設合併)

なんぶちょう
南部町(鳥取県)

西伯町・会見町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

ほくとし
北杜市(山梨県)

北巨摩郡明野村、同郡須玉町、同郡高根町、同郡長坂町、同郡大泉村、同郡白州町及び同郡武川村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する対等合併とする。

みさとまち
美里町(熊本県)

下益城郡中央町及び同郡砥用町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併(対等合併)とする。

(編入合併)

ひたちおおみやし
常陸大宮市(茨城県)

(1) 那珂郡山方町、同郡美和村、同郡緒川村及び東茨城郡御前山村を廃し、その区域を那珂郡大宮町に編入するものとする。また、那珂郡大宮町は合併と同時に市制施行するものとする。

なお、那珂郡大宮町、同郡山方町、同郡美和村、同郡緒川村及び東茨城郡御前山村(以下「5町村」という。)は、対等合併・編入方式に基づく合併協議により、合併するものである。

(2) 「対等合併・編入方式」とは、協議調整は5町村の既存制度を同列に比較したうえで先進的な制度を生かすように行い、新市建設計画については5町村の地域全体を一体として考え地域内に万遍なく配慮して策定するという、5町村が平等な立場であることに由来する手法と、効率性の面から法形式については那珂郡大宮町への編入方式とすることを併せた方法をいう。

ひたちし
日立市(茨城県)

合併の方式は、多賀郡十王町を日立市に編入する。

函館市(北海道 合併予定-平成16年12月1日)

合併の方式は、亀田郡戸井町、亀田郡恵山町、亀田郡楳法華村、茅部郡南茅部町を廃し、その区域を函館市に編入する編入合併とする。

協議項目	1 合併の方式
<p>次に掲げる合併理念のもと、忠類村を幕別町に編入する編入合併とする。</p> <p>(1) 合併協議においては、新たなまちづくりのパートナーとして認め合い、互恵互譲の精神を持ちつつ対等の立場で協議を行うものとする。</p> <p>(2) 合併後の新町においては、住民の融和、新町の一体感の醸成及び新町全体の均衡ある発展に努めるものとする。</p>	